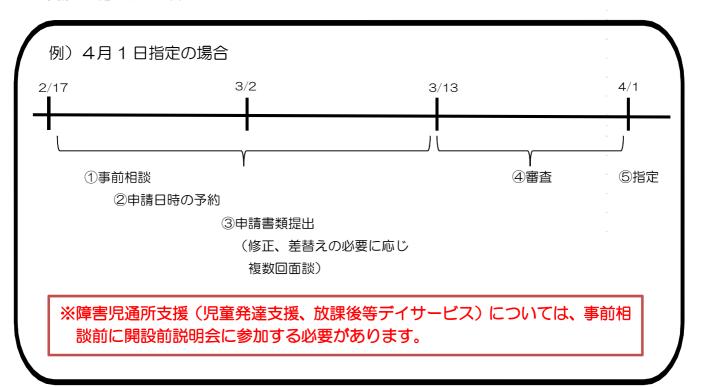
指定申請の流れ

1 指定スケジュール

指 定 日:毎月1日

申請受理日:指定日前月の15日まで(15日が閉庁日の場合は直前の開庁日まで)

2 申請から指定までの流れ



① 事前相談

- ・設備基準の確認をしますので、指定希望日の前々月16日以降~下旬までに、平面図を御持参ください。その際に開設前の確認も併せて行いますので、「川崎市障害児通所支援開設前調査票」を作成のうえ、2部御持参ください。
 - ※必ず、下記連絡先までお電話で事前予約をお願いします。
 - ※「指定基準を知りたい」という主旨の事前相談はお受けしかねます。物件の平面図が御用意できた時点で事前相談にお越しください。

<連絡先>

川崎市健康福祉局障害計画課事業者指定担当 (TEL:044-200-2927)

② 申請日時の予約

- ・指定希望日の前々月末までに①の連絡先までお電話で事前予約をお願いします。
- 指定希望日の前々月末~前月の月初頃までには初回の書類提出をお願いします。

③ 申請書類の提出

- 申請書の書式、添付書類、記入例等は以下掲載先からご確認ください。
- 申請書類は、必ず「新規指定申請チェックシート」にてチェックを済ませてから御提出ください。

・修正、差替え等の状況により、複数回面談を行います。 ※申請書提出までに建築、改修、消防設備の設置・確認等が全て完了している必要があります。 ※記入漏れや書類の不備・不足がある場合は指定できません。

<掲載先>

〇指定申請書類

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」 障害福祉サービスの場合 →「2. 新規指定申請様式等 (障害福祉サービス事業等)」 障害児通所支援の場合 →「9. 事業者指定申請書様式等(児童福祉法関連)」

相談支援の場合 → 「3. 新規指定申請様式等 (相談支援事業)」

※全てのページに「新規指定申請チェックシート」も格納されております。

〇体制届出書類

障害福祉サービスの場合 →「書式ライブラリ」→「6. お知らせ(県内共通)」 →「4 令和〇年度体制届に関するお知らせ」

障害児通所支援の場合 →「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」

→ 「8. 体制届、処遇改善加算のお届け」

○処遇改善加算届出書類(算定しない場合は提出不要)

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「6. お知らせ(県内共通)」

- →「3 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算に関するお知らせ」
- ○特定処遇改善加算届出書類(算定しない場合は提出不要)

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「6.お知らせ(県内共通)」

→「3 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算に関するお知らせ」

4 審査

申請書を受理した後、改めて書類を確認し、更に修正点があった場合には御連絡しますので、指定期限内に御対応ください。

5 指定

- ・指定日の前日までに、事業所あてに指定書等を普通郵便で送付します。
- 指定書の再発行はいたしません。

3 申請時の注意点

① 人員、設備基準等について

指定事業者は条例(相談支援事業においては厚生労働省令)で定める人員、設備、運営基準に従い、 サービス提供する必要があります。十分に基準を理解したうえで、事業計画を御策定ください。なお、 指定基準の条例につきましては、以下より御確認ください(相談支援事業は国の省令を御確認ください)。

<条例掲載先>

「川崎市ホームページ」→「市政情報」→「川崎市例規集(外部リンク)」→「開始」

- →「第18類 民生」→「第3章 事業、施設等基準」
 - ○障害福祉サービス
 - 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

・川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

〇障害児通所支援

・川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

② 法人格の必要性

障害福祉サービス等の事業を申請するには、法人格を有する必要があります。なお、法人格の種類は 問いません。

③ 定款について

申請時、定款の「事業目的」に申請される事業が記載されており、法人の行う事業として位置づけられていることが必要です。新たに記載する場合は正しい法律名を記載してください。

4 新規指定後のメールアドレス登録(らくらくへのメールアドレス登録)

① 重要なお知らせ等の配信について

各種研修や制度改正、集団指導開催についてのお知らせ等の情報はインターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載するとともに、同サイトに御登録頂いているアドレス宛てに、メールを送信することで周知を図っておりますので、新規で指定を受けた後は御登録をお願いします。

※ メール内容ごとに送信先のサービス種別を変えているため、複数サービスの指定を受けている場合はサービスごとの登録が必要となります。

② 登録手順について

メールアドレス登録に関する手順の掲載先は次のとおりとなります。

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→

「10. 利用マニュアル・振興会からのお知らせ等」→「操作マニュアル」→

「2013/06/18 付け 事業者管理操作マニュアル」

※ 上記を御確認頂き、登録を行ってください。その上で、御不明な点がありましたら、次の問合せ 先まで御連絡をお願いします。

<問合せ先>

- ・ 社団法人かながわ福祉サービス振興会 ID・パスワード担当 (TEL: 045-680-5686)
 - ※ 障害福祉情報サービスかながわへの事業所情報登録方法についての問合せ先は、川崎市ではなく、社団法人かながわ福祉サービス振興会様となります。お間違えのないよう、お願い致します。